

表3

月	日	曜日	午前(9:00~11:30)	午後(13:00~16:00)
2 月	18	月	月見ヶ丘・一森山	今宮町・梅の宮
	19	火	新富町 貞山通1~3丁目	本町・泉ヶ岡・ 後楽町
	20	水	みのが丘・東玉川町	赤坂・白菊町
	21	木	錦町・南錦町	浦戸・ 塩釜市漁業協同組合
	22	金	北浜1・2丁目	中の島 北浜3・4丁目
	25	月	宮城県漁業協同組合	塩釜市第一支所
	26	火	旭町・花立町	袖野田町・野田 長沢町・字長沢
	27	水	白萩町・石堂・ 香津町	向ヶ丘・権現堂・ 栄町
	28	木	藤倉1・3丁目	楓町1~3丁目・ 字伊保石

月	日	曜日	午前(9:00~11:30)	午後(13:00~16:00)
3 月	1	金	泉沢町・西町	藤倉2丁目
	4	月	清水沢2・3丁目	清水沢1・4丁目
	5	火	越の浦1・2丁目・ 字越ノ浦・青葉ヶ丘 ・字石田	海岸通 新浜町1~3丁目
	6	水	玉川1・2丁目	玉川3丁目・ 母子沢町
	7	木	港町1・2丁目・ 尾島町	小松崎・宮町・ 桜ヶ丘
	8	金	杉の入1・2丁目	南町・佐浦町
	11	月	杉の入3・4丁目・ 字杉の入裏	大日向町・西玉川町
	12	火	松陽台3丁目・ 字庚塚	松陽台1・2丁目
	13	水	芦畔町・牛生町	舟入1・2丁目・ 千賀の台1~3丁目
	14	木	予備日	地区別の日程でご都合が悪い方はこの期間に申告してください。
	15	金		

例年、申告期間中は、申告会場が大変混雑しています。表3の指定日申告にご協力をお願いします。  
ご都合の悪い方は予備日に申告をしてください。  
また、東日本大震災により被害を受けた方で雑損控除の適用を受ける申告や不動産・株式などの譲渡所得に関する申告については、2月1日より塩釜税務署が開設する「マリンゲート塩釜3階マリンホール」の確定申告書作成会場をご利用されますようお願いします。

（住民税申告書の郵送請求の仕方）  
 ①住所、氏名、生年月日、電話番号、必要部数を記載  
 ②返信用封筒、返信用切手（80円）を同封してください。  
 市役所での住民税申告書の提出は不要となります。

（塩釜市税務課市民税係）  
 〒985-8501 塩釜市旭町1番1号

■会場に来られない方  
仕事や長期入院などの事情により、ご本人のご来場が困難な場合、必要書類を揃えていればご家族の方が、代理で申告することができます。  
ご家族のご来場も難しいという場合は、住民税申告書の郵送請求をしてください。

■税務署へ確定申告書を提出した方  
税務署へ確定申告書を提出した方は、市役所での住民税申告書の提出は不要となります。

2月1日より塩釜税務署が開設する「マリンゲート塩釜3階マリンホール」の確定申告書作成会場をご利用されますようお願いします。

例年、申告期間中は、申告会場が大変混雑しています。表3の指定日申告にご協力をお願いします。  
ご都合の悪い方は予備日に申告をしてください。  
また、東日本大震災により被害を受けた方で雑損控除の適用を受ける申告や不動産・株式などの譲渡所得に関する申告については、2月1日より塩釜税務署が開設する「マリンゲート塩釜3階マリンホール」の確定申告書作成会場をご利用されますようお願いします。

※確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

社会保険料控除に関する注意  
社会保険料控除として控除できる金額は、その年に実際に支払った金額の全額です。  
従いまして、東日本大震災において、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けた場合は、減免後の納付額が控除対象となりますので、ご注意ください。

扶養控除に関する注意  
平成24年度住民税より、次の扶養控除の見直しが行われました。  
①16歳未満の扶養親族に対する扶養控除の廃止  
②16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止。②控除額45(63)万円から33(38)万円へ変更。  
※（）内の数値は所得税の控除額です。

■扶養控除に関する注意  
平成24年度住民税より、次の扶養控除の見直しが行われました。  
①16歳未満の扶養親族に対する扶養控除の廃止  
②16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止。②控除額45(63)万円から33(38)万円へ変更。  
※（）内の数値は所得税の控除額です。

### 要介護度による「障害者控除対象者認定書」の交付について

（内線216・217）  
 ☎ 364-1111

要介護認定者本人または、認定者を扶養している方が、所得税などで所得控除申告をする際に必要な「障害者控除対象者認定書」を交付します。

ただし、身体障害者1・2級の手帳を交付されている方は不要です。

### ■事業者の皆様へ

従業員の皆様の給与支払報告書の提出は、1月31日(木)までとなっていますので、よろしくお願ひします。

平成25年度に向けて、特別徴収義務者の一斉指定を実施しますので、ご理解・ご協力を願います。

認定内容  
 ①特別障害者控除対象者  
 ②要介護度3・4・5  
 ③要介護度1・2で寝たきり度Bランク以上または認知症度Ⅲランク以上  
 ④障害者控除対象者  
 ⑤要介護度1・2  
 申請・問い合わせ先  
 長寿社会課介護保険係（壱番館2階）  
 ☎ 364-11204  
 （内線718・722）